

令和7年度

第2回 木更津市文化財保護審議会

日 時 令和7年11月10日（月）午後2時30分から

場 所 木更津市郷土博物館金のすず 集会室

会 議 次 第

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 教育長あいさつ
4. 会議内容

審議事項

第1号 木更津市指定文化財の新指定に係る資料概要報告

視 察

木更津市郷土博物館金のすず 特別展

その他

5. 閉 会

木更津市指定文化財の新指定に係る資料概要報告

天正検地帳及び寛永八年検地帳（善場家文書）

- 1 資料名 天正検地帳及び寛永八年検地帳（善場家文書）
- 2 員 数 5点
- 3 種 別 有形文化財（古文書）
- 4 所在地 木更津市太田二丁目16-2 木更津市郷土博物館「金のすず」
- 5 所有者 木更津市
- 6 製作年 天正 19（1591）年頃（「下郡村水帳之写」、「田」、「畑」）／寛永 8（1631）年成立・享保 4（1719）年筆写（「寛永八末年新田畑検地帳」、「寛永八末年土屋但馬守殿帳面遠用地押改帳」）
- 7 法 量 縦 30.5cm×横 20cm×厚 1.5cm／縦 28.6cm×横 19cm×厚 1.5cm／
縦 28.8cm×横 19cm×厚 2.2cm／縦 30.2cm×横 21.5cm×厚 0.8cm
／縦 29.5cm×横 21.5cm×厚 1.5cm
- 8 体 裁 古文書（竖帳）

9 概 要

善場家文書（天正検地帳 3 点、及び寛永八年検地帳 2 点）は、木更津市下郡に所在する旧家善場家に代々伝えられてきた古文書で、令和元年、木更津市史編さん事業に関する史料調査によって、初めてその存在が明らかとなった。指定候補資料の内訳は次の通りである（名称等は、「木更津市史デジタルアーカイブ」＜以下、市史アーカイブと表記＞を元に一部変更）。

- ・ 下郡村水帳之写（天正 19 年 9 月 1 日。原本＜副本＞カ）
- ・ 田（天正 19 年 9 月 1 日。筆写年不詳）
- ・ 畑（天正 19 年 9 月 1 日。筆写年不詳）
- ・ 寛永八末年土屋但馬守殿 新田畑検地帳（寛永 8 年成、享保 4 年写）
- ・ 寛永八末年土屋但馬守殿帳面を用 地押改帳（寛永 8 年成、享保 4 年写）

指定候補資料は、太閤検地が進められるなか、天正 18 年（1590）の徳川家康関東入国に伴い、翌年・翌々年に行われた検地の際に作成された天正検地帳の写しとされる「下郡村水帳之写」・「田」・「畑」、および江戸時代にたびたび実施された検地の際に作成された検地帳の写しである「寛永八末年土屋但馬守殿新田畑検地帳」（以下「新田畑検地帳」と表記）・「寛永八末年土屋但馬守殿帳面

を用「地押改帳」(以下「地押改帳」)の5点である。

所謂天正検地帳については、政治・社会制度の日本史上の画期的な変化を克明に伝える歴史資料として、その学術的価値が広く認められてきた。例えば千葉県では、船橋市、成田市、酒々井町、香取市、東庄町、銚子市、匝瑳市、茂原市、君津市、木更津市所在の18件71冊(上総国6件35冊、下総国12件36冊)が県指定有形文化財(古文書)に指定されている(昭和57年4月6日(平成16年3月29日追加指定))。本市に関しては、郷土博物館金のすず所在鈴木三郎家文書中の「上総国望陀郡菅生庄請西之郷御縄打水帳」16冊が、上記県指定の天正検地帳にあたり、市史アーカイブにて「木更津市内に現存する唯一の天正検地帳」として、今回の指定候補資料とともに、画像・翻刻文等が公開されている。

また、天正検地帳の史料としての重要性は、1927年に刊行された『千葉県君津郡誌』の編纂段階でもすでに認識されている。同書では、本市域で見いだされた天正(・文禄)検地帳として、①「天正十九年九月の田野帳」(「富岡村大字下郡」)、②「天正二十年十月の水帳」(「真舟村大字請西」)、③「天正二十年十月の水帳」(「波岡村大字烏田」)、④「文禄三年八月の水帳」(「馬来田村真里谷」)、⑤「文禄三年九月の縄打水帳」(「波岡村大字畑沢」)の5点が挙げられている。このうち、②が上記の「上総国望陀郡菅生庄請西之郷御縄打水帳」であるが、他の4点については現所在は知られていない。

「下郡村水帳之写」「田」「畑」は、縦横の間数、田畑の等級・面積、小字、耕作人名を列記し、末尾に検地役人(「縄打衆」)名(「田」には無し)、村役人名(「田」「畑」には無し)を記したものである。体裁としては、この内容を墨書した和紙に表紙を付して糸で綴じて製本したものである(なお、「新田畑検地帳」「地押改帳」も同様)。このような記載内容・体裁は、上記②や本市近隣に現存する他の天正検地帳と多くの共通点を持っている。このことから、天正検地時の記録内容を概ね反映していると考えられ、現所在不明の上記①に密接に関わる史料であると思われることができる。

以上の簡略な検討によっても、「木更津市内に現存する……2例目の天正検地帳(写本)」「(市史アーカイブ)を含む本資料を、市指定文化財として保存・活用することが望ましいことは明らかである」と考える。

ただし、指定にあたっては、本資料の史料的な性格、および伝来について、より深い理解の下に指定の手続きが進められる必要があると判断されることから、以下、関連する考察を提示する。

10 考察 ―検地帳の史料的性格についての考察―

本資料についての現在の評価・理解を最もよく示しているのが市史アーカイブである。そこでは、指定候補資料について、「その他の検地帳」として、次の

ような説明が掲げられている。

「下郡村水帳之写」「田」「畑」の 3 冊は、元号や干支が誤字記載され、写本年も不明であるが、天正 19 年（1591）の検地帳の写しである。

この説明から、指定候補資料のうち 3 点は、天正 19 年に作られた検地帳が元になっているものの、あくまで後年（筆写年不明）に「天照」（天正）などの「誤字記載」を伴って筆写された「写し」「写本」であり、天正検地帳そのものではない「その他の検地帳」とであると理解されていることが分かる。なお、これら検地帳相互の関係、および『千葉県君津郡誌』記載の「天正十九年九月の田野帳」との関係については、判断がなされていない。

しかし、本資料の内容を精査した結果、以下の諸点を本資料に関する重要な事実として認定できるのではないかと考えるに至った。

- (1)「下郡村水帳之写」は、天正 19 年に記録・作成された検地帳そのもの（領主に差し出された検地帳ではなく、村方で保管された副本）であるか、天正検地帳作成後間もない時期に作成された写本である。
- (2)また、「下郡村水帳之写」は別に存在した田方の帳面（現所在不明）に続いて、畑方について記録した、検地帳の最後の冊である。
- (3)「畑」は、この「下郡村水帳之写」（あるいはその原本）を後年（17 世紀頃と推定）に筆写したものである。
- (4)「畑」と同様の体裁を持つ「田」は、現所在不明の田方についての天正検地帳の写しであり、「畑」と同時に筆写されたものである。

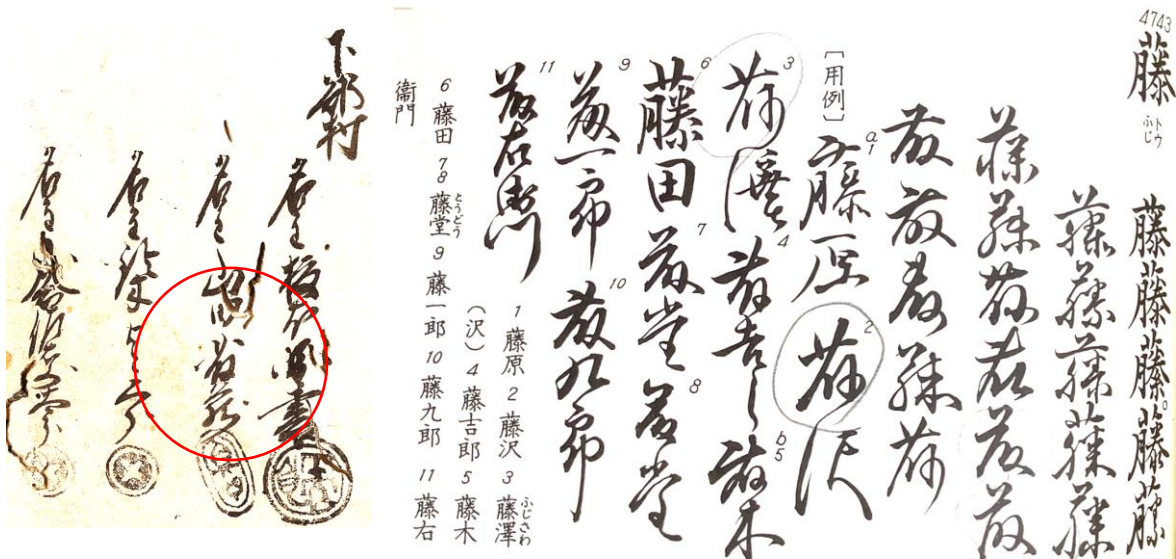
以上の推定の根拠は以下の通りである。

(1)について注目されるのは、「下郡村水帳之写」の末尾に見られる名主の署名・押印である。市史アーカイブの翻刻文によれば、内容は次の通り。

名主 榎本圖書（印）／名主 山田省蔵（印）／名主 鈴木与三郎（印）／
名主 □…□佐右衛門太郎（印）

※翻刻文中の「□…□」は、虫損もあり読みにくいですが、画像 93 の「高倉」の「倉」と対照して考えれば、「小倉」と読めそうである。

これらの人名と耕作人名とを照合すると、「下郡村水帳之写」には耕作人として「圖書」「与三郎」「左右衛門太郎」の記載があることがわかる。一方、「省蔵」には耕作人として記載されていないが、末尾署名部分の公開画像を見ると、「省」ではなく「藤」と判読することが十分可能な字形であることがわかる。署名人が「藤蔵」だとすれば、「藤蔵」は耕作人としても記載がある名である。従って、末尾に署名押印した 4 名全員の名前が、耕作人としても記載されていることに



なるのである。

そうだとすれば、末尾の署名部分にあるこの 4 名の押印（なお、本文全体にわたって末尾のものと同一の印記が捺されている）は、耕作人として記載されている「圖書」「藤蔵」「与三郎」「左右衛門太郎」が（名主でもあり、その立場で）捺したものだ判断するのが妥当であろう。なお、『ふるさと富来田の古文書』1～4 所載の古文書および文書目録（下郡の鈴木真家・山田家・榎本家を含む）、下郡鈴木博雄家文書には、上記 4 人の名前が登場する文書は見受けられず、彼らが揃って名主を勤めた時期は現存の古文書が少ない 17 世紀と推測される。

以上から、「下郡村水帳之写」は、天正 19 年に記録・作成された検地帳の村方保管用の副本のうちの一冊（畑方の記載冊）であるか、天正 19 年に村内に土地を所持して耕作していた「圖書」「藤蔵」「与三郎」「左右衛門太郎」が揃って名主になっていた時期（天正検地帳作成後間もない時期）に作成された写本であると考えられる。

(2)については、「下郡村水帳之写」の冒頭に「畑帳」と記載され、その内容が「畑」の帳面と合致する（後述）こと、および末尾に検地役人（「縄打衆」）名、作成年代、筆記人名、名主署名・押印があることによる。

(3)について。市史アーカイブの画像・翻刻文を比較検討すれば明らかなように、「下郡村水帳之写」と「畑」とは、基本的に同一内容である。

「畑」が「下郡村水帳之写」と異なる点として特に注目される点の一つは、「下郡村水帳之写」の末尾にある「書主」名および村役人（「名主」4 名）の署名・押印が無いことである。天正 19 年検地帳そのものであれば、当時の村役人名・押印がなされている方が自然である。

もう一つ注目されるのは、「畑」には、「下郡村水帳之写」と共通して記載されている人名（分付百姓ではない）の右側に、別な人名が記載されている場合があることである。「畑」にはこうした書き足しが一定数見られる。以下一例。

十四間 十五間 中大拾歩 全所 八郎左衛門

(「下郡村水帳之写」画像 32) ※「全所」＝「北畑ケ」

十四間 拾五間 中大拾歩 同所 辻 弥五右衛門 八郎左衛門

(「畑」画像 35) ※「同所」＝「北畠」

検地帳記載の人名は田畑一筆に一名が基本であるから（分付記載は除く）、
「畑」の作成（筆写）段階（以降）での持ち主の変化を反映した書き足しと考
えるのが妥当である。他方、こうした書き足しが一定数ありながらも、全体と
して見れば少数であり、近世中後期の実態を反映した書き足しとは考えにくい。

以上のことから、「畑」は、「下郡村水帳之写」を、17 世紀頃と推定される時
期に筆写して作成されたものであると判断される。

(4)については、冊子に付された表紙の体裁と表題の付け方、本文等の字形、
そこに捺された複数の印記がすべて合致すること、画像から判断される紙質や
保管状態の合致に基づく判断である。

11 参 考

参考 1：天正検地帳（写し）の内容に関する補足

天正検地帳に記載されている耕作人名が、下郡村の旧家の祖先であると言え
る蓋然性について以下に考察する。

まず、新右衛門・新兵衛を名乗った下郡村の草分け百姓・鈴木真家に（「新右衛
門家筋の儀者、下郡村立初り草切ヶ御百姓二御座候」、「乍恐以書附御願申上候」宝暦五年、鈴木真家文書、
『ふるさと富来田の古文書Ⅲ』27 頁）について。

同家第 21 代当主・正氏作成の鈴木家過去帳調査記録（令和 2 年 3 月 22 日改
訂）によれば、下郡大日堂墓地内の墓石および善雄寺過去帳に基づいて、寛永 8
年没の「新右衛門」が同家初代とされ、「鈴木太郎さえもん」が同家の関係者で
あると伝えられている。

また、文化 5 年（1808）に建てられた同家の墓碑の銘には次のようにある。

夫れ予が先祖なる者は、紀州藤代の城主 鈴木三郎の後胤 鈴木左馬之丞なり。

当国に來りて里見家の客臣と為る。嫡子右近共二代なり。里見家没落の後、
祖右近、農民に下りて子孫累ぬ。……鈴木十二代孫 鈴木新右衛門 同三
左衛門 同五兵衛 同善右衛門 同清蔵 文化第五戊辰 十一月八日

上記のうち、下線を付した人名は、同じ名前が検地帳に記載されている。波
線に関しては、「右馬丞」が記載されている（文化 5 年には誤って伝えられてい
た可能性もある）。

また、後述の善場家のメモ書きによれば、17 世紀半ばの没年とともに、「土右
衛門」・「五良兵衛」（・「五良右衛門」）の名が記されている。これらの名前も、
十右衛門・五郎兵衛・五郎右衛門（・五郎左衛門）の名が多数記載されている。

以上から、天正検地帳記載の耕作人の一部は、下郡村の有力者として近世中後期以降も存続した旧家の先祖にあたる人々である可能性が十分にあると想定することが可能である。

参考 2：旧蔵者（善場家）の来歴

善場家に関しては、下郡小倉家文書（木更津市指定文化財）の永禄 6 年（1563）里見義弘印判状に、「下郡奉公中」として、小倉土佐守・星野右京亮らと並んで「せんは新衛門」の名が見えている。ただし、この「せんは」氏が現在に続く善場家の直接の祖先なのかどうかは不明である。

下郡妙真寺の同家墓所の墓石には、最も古いもので貞享 3 年（1686）、次いで元禄 4 年（1691）の年代が刻まれた墓碑が確認されている。17 世紀半ばに現在につながる善場家が確立していたことが確認される。

そこで次に、善場家に保管されている、善場家先祖代々の没年等を記した、昭和 57 年（1982）以降作成のメモ書きについて検討する。右のメモ書きには、天文元年（1532）11 月 6 日（「法尼」）をはじめ、「1646 8/10 童女」、「1661. 11/27 信士 十右衛門」、「1663 12/21 定内」、「1666 12/22 信女—五良兵衛の妻」、「1668. 5/7 五良右衛門」、「1684. 2/3 信士 治右衛門」、「1693 9/11 定内 治右衛門」等の没年月日・人名の記載がある（18 世紀以降の記載は省略する）。このうち、「治右衛門」（「次右衛門」）の名は、幕末までの善場家文書にも記載が見られ、同家当主が代々襲名した通り名と一致することが知られる。そして、右の「治右衛門」が、17 世紀後半に下郡村に居住して活動していたことを裏付ける史料が、天和 2 戌年（1682）12 月 25 日の日付を持つ「相定申手形之事（土地永代売り渡しについて）」（善場家文書 3-37）である。この文書は、「大鐘村地主七兵衛」（ほか 5 名）が「辻村 治右衛門殿」に宛てた土地証文で、宛先は、上記メモ書きにある「信士 治右衛門」もしくは「定内 治右衛門」に相当する善場家当主ということになり、17 世紀半ばに（善場）治右衛門が一定の経済力を持った百姓として下郡村（辻）に居住していたことがはっきりと示されている。

参考 3：善場家への検地帳の伝来経緯

善場家文書全体を見渡すと、天和 2 年（1682）の「相定申手形之事（土地永代売り渡しについて）」（善場家文書 3-37）の後、善場氏の活動の痕跡をはっきり示す文書は天明年間（1781-89）まで見られない。享保年間を含む 18 世紀前半に善場氏が作成・筆写したことが明らかな文書は、善場家文書には一切含まれていないのである。ではなぜ、17 世紀や享保 14 年に筆写された検地帳が善場家に伝えられているのか。

そこで以下、指定候補の資料が善場家文書に含まれている理由を推定する。

まず注目されるのは、善場家文書 3-19「一札（熊五郎下郡村名主仰せ付けらるにつき）」である。それによれば、文政 9 年（1826）に熊五郎（善場氏）が名主に任じられ、親である治右衛門がその後見を命じられた。このことから、

文政年間（1818-1830）にあっても、善場家が下郡村の有力者であったこと、また、この時期には村運営の担い手（村役人）となっていたことが判明する。善場家文書には、その後幕末期にかけて「名主次右衛門」の名が記載される文書が一定数見られ、幕末期まで継続的に名主を勤めたものと見られる。なお、文久2年（1862）には、旗本領主によって苗字帯刀を許されて「給人格」の地位を与えられ（善場家文書 3-16「申渡（数年来出情相勤候につき米壹俵下され候）」、旗本領主との関係でも、その立場は高まっていったようである。

以上を踏まえて言えば、指定候補の資料は、善場家が幕末期にかけて継続的に村政運営を担ったことに伴って、村政運営の必要に応じて善場家に保管されることになったものと推定される。善場家が名主を勤めていた幕末期に、享保14年成立の「野守田畑名寄帳」を写し取り（安政5年2月写）、その冊子に「下郡村名主次右衛門扣」と署名していることも（善場家文書 3-1）、上記のような推定を裏付けるものと言える。